

あきる野市教育委員会 9 月定例会会議録

- 1 開催日 令和 2 年 9 月 2 3 日 (水)
- 2 開催時刻 午後 2 時 0 0 分
- 3 終了時刻 午後 3 時 0 0 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 5 0 5 会議室
- 5 日程
- | | | |
|-------|-------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 2 3 号 | 令和 2 年度あきる野市教育委員会所管予算 (第 8 号補正) について |
| 日程第 2 | 議案第 2 4 号 | 点検評価有識者の委嘱について |
| 日程第 3 | 報告第 1 1 号 | 臨時代理したあきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務の請負契約の締結に関する報告及び承認について |
| 日程第 4 | 報告第 1 2 号 | 臨時代理したあきる野市立小・中学校学習用タブレット端末及び充電保管庫の購入契約の締結に関する報告及び承認について |
| 日程第 5 | 報告事項 (1) | あきる野市就学相談等実施要領について |
| 日程第 6 | 教育長及び教育委員報告 | |
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 私 市 豊 |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委 員 | 丹 治 充 |
| 委 員 | 小 西 フミ子 |
| 委 員 | 坂 谷 充 孝 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|-------------|---------|
| 教 育 部 長 | 渡 邊 浩 二 |
| 指 導 担 当 部 長 | 草 刈 あずさ |
| 生涯学習担当部長 | 佐 藤 幸 広 |
| 教育総務課長 | 鈴 木 将 裕 |

教育施設担当課長	岩 崎	徹
学校給食課長	山 本	匡
指導担当課長	渡 邊	啓 介
生涯学習推進課長	吉 岡	賢
スポーツ推進課長	長谷川	美 樹
図書館長	紺 藤	修 子
指導主事	宇佐美	拓 郎
指導主事	大 道	雅 士

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

皆さん、こんにちは。お彼岸の時期を迎えまして、本当に朝晩めっきり涼しく、過ごしやすくなりました。この 4 連休、大分行楽地では混雑が見られましたけれども、新型コロナウイルス感染症、相変わらず高い水準での発生状況、感染者数となっております。本当に緊張が続いている状況にあります。

そのような中、先週 14 日から 16 日まで、市内小学校、先陣を切りまして多西小学校が日光の移動教室に 3 日間行ってまいりました。参加者の児童、そして引率された先生方、全員元気で戻ってこられまして、そして楽しく過ごすことができたという報告を受けております。また、これからあと 9 校実施するわけでございますけれども、ぜひ何事もなく無事に終了することを願っているところであります。

また、運動会、体育大会、こちらも 16 校で実施予定となっております。今年は来賓なしで、教育委員の皆様方も見学できませんが、何とか天気にも恵まれまして、コロナ禍での大会ではありますが、楽しい思い出になるように実施することを願う次第であります。

それでは、ただいまより教育委員会 9 月定例会議を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員については、坂谷委員と丹治委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 23 号令和 2 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 8 号補正）についてを上程します。

それでは、説明を教育部長、生涯学習担当部長の順でお願いいたします。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、議案第 23 号令和 2 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 8 号補正）について説明させていただきます。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、令和 2 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 8 号補正）について、教育委員会の意見を求めるものでございます。

補正の概要につきましては、学校教育関係は私から、生涯学習関係につきましては生涯学習担当部長から説明させていただきます。

それでは、歳出の表を御覧ください。第 10 款教育費、02 小学校費、04 学校整備費の 675 万 7,000 円につきましては、前田小学校保健室及びコンピューター室のエアコンの修理に伴い、今後緊急補修対応に要する予算の不足が生じる可能性がございますので、工事費を追加することと併せまして、東秋留小学校及び西秋留小学校の職員室、それから一の谷小学校校長室のエアコンが故障したことにより交換工事が必要となったことから、この費用を計上するものでございます。

また、03 中学校費、02 教育振興費の431万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学校が修学旅行を中止したことに伴い、キャンセル料が発生することから、補助金としてキャンセル料及びその振込手数料を計上するものでございます。

学校教育に関する補正予算の説明は以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

私からは、生涯学習関係の補正予算についてご説明をさせていただきます。

教育委員会所管予算（第8号補正）一覧の一番下の段を御覧いただきたいと思っております。

04 社会教育費、05 図書館費、中央図書館運営管理経費24万1,000円の補正ですが、多くの利用者が来館する図書館では、現在新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、入館時に図書館の各館で手指消毒を来館者をお願いをしております。今後においても、感染症拡大防止対策として消毒用アルコールを引き続き配備していく必要があることから、購入費用の予算を増額補正するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

2点お聞きしたいことがあります。1点目は、小学校の整備事業費で、前田小、東秋留小、西秋留小、一の谷小の一部のエアコンが故障し、交換に要する費用ということで予算を出されています。確か、エアコンについては2カ年にわたって全部の学校に入れるような形だったと思います。家庭用だと大体10年ぐらいで交換と考えていると思いますが、学校の施設としては、エアコンは最初に設置をしてどのくらい年数が経ってから交換するのが一般的な形だと考えていらっしゃるのかをお聞きしたいです。

もう一つ、中学校の教育振興事業経費で修学旅行のキャンセル料ということで市から補助金をいただくということになっています。先ほどの話でもあったように、小学校の移動教室は実施という方向で、実際にもう実施されている学校があります。なぜ中学校は中止という判断になったのか。その経緯と、また、いつ頃その中止という判断が下されたのかについてお聞きしたいと思っております。

教育長（私市 豊君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（岩崎 徹君）

お答えいたします。

今回4校のエアコンが壊れてしまったところから説明させていただきますと、前田小学校の保健室とコンピューター室のエアコンが具合が悪くて取り替えと、あと東秋留小学校、

西秋留小学校については職員室、3台あるうちの1台が壊れてしまって取り替える。それから、一の谷小学校は校長室が壊れてしまったということで取り替えるという形になります。

それぞれ経過年数、設置年数といたしましては、前田小学校については平成13年度に大規模改造工事を行っていますが、そのときに保健室、コンピューター室とも設置しております。経過年数としては、19年経過しているところでございます。それから、東秋留小学校、西秋留小学校の職員室と一の谷小学校の校長室につきましては、1994年、平成6年に設置をしております、26年が経過しました。

一般的な交換の年数ですが、機械類ですので、15年程度経過したら交換できればいいと思うのですが、現在あきる野市の場合ですと、壊れてから対応する形になっているものですから、本来であれば壊れる前に取り替えたいところです。まだそこまでいっていませんが、総合管理計画が数年前に計画されまして、今後個別に、例えば学校などの修理をしていこうという計画が出てくるのですが、その際に、できれば事前に予防保全という、壊れる前に直して取り替えていければという計画を立てていければと思っているところでございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

私は教室に新しくエアコンを入れたのはそんなに何年も前ではないはずなのに、どうして壊れたのかなと思って質問してしまいました。全教室にエアコンを入れるよりもかなり昔に入れた職員室や校長室などのエアコンが故障をしたということですね。了解しました。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

中学校の修学旅行の中止につきましては、8月の下旬に各校で中止を決定し、8月の終わりに6校一斉に連名でお便りを保護者宛てに出しました。小学校が実施している中、なぜ中学校は中止という判断に至ったかというところは、大きく3点です。

1点目は、訪問先までの交通手段です。小学校の場合は、学校から同じクラスメートと一緒にバスに乗って現地まで行くことができますが、中学校はやはり電車に乗って東京駅なり新横浜駅まで行き、またそこから新幹線に乗ってということで、その間、多数の人と接触する機会があることはリスクが高いという判断。

またもう一つが、例えば発熱をした場合や、コロナの感染が疑われる場合に、あまりに現地が遠いために、保護者にお迎えに来ていただくことや、また向こうに本部を1つ置きながら、あきる野市と両方で対応していくことの、万が一起きたときの対応の困難さが2点目。

3点目としては、訪問先での活動が違っておまして、中学校のほうは主にお客さんの多い観光地を巡っていくので、訪問先でも不特定多数の方と接触する機会がある。一方で、

小学校のほうは日光東照宮というような歴史的なところにも行きますが、それ以外については自然の中の体験だったり、限られた人が入ってくる状況の中での活動なので、感染へのリスク管理というところで見ると、万全の体制で行けるであろうという判断がされて、中学校も行かせたい気持ちは本当にありまして、8月の下旬まで引っ張ったところですが、8月頃、まだ東京都の感染者数がすごく多かったので、中止の決定に至ったところであります。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

その修学旅行の関係ですが、6校分ですね。修学旅行費の何%ぐらいがキャンセル料として負担することになったのか。

それと中止の決定が、キャンセル料の発生日から大体何日ぐらいだったかを、分かりましたらで結構です。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

キャンセル料につきましては、契約している旅行会社によって規定が若干違っております。ただ、中学校の場合は企画をした段階で、企画料というものが1人当たり結構な金額を支払うことになっておりますので、ぎりぎりまで引っ張ったがためにこの金額になったというよりは、最少のキャンセル料のタイミングで全校とも判断をしたと。増戸中学校以外は、1学期に行く予定だったものを、1度延期して秋にずらして、そのときはキャンセル料は発生しませんでした。ここで全校同じ10月以降、10月、11月にかけて状況は変わらないとしてキャンセルしましたので、キャンセル料が高くなってからということではなく、最少キャンセル料でしたが、旅行会社によって額が違うところであります。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

春の修学旅行については、キャンセル料はかからなかったですよ。全部秋に持ってきて、日程まで決まっていたんですか。

指導担当部長（草刈あずさ君）

日程まで。はい。

委員（丹治 充君）

それからキャンセルですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

春に企画していました5校については、10月から11月にかけて日程も全て押さえて、1校は京都、奈良で、規模が大きかったため見つからなかったもので、新規の宿泊先なども

開拓して、日にちも決めてという矢先ということで、一応行く段取りまでは整えていたということですが。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

分かりました。ありがとうございました。

今年度の3年生は修学旅行がなくなりましたが、各学校ともに、今後GoToトラベルも解禁になったようですから、代替案と申しますか、修学旅行に代わるもの、この辺は委員会には、各学校から連絡は何かありましたか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

中止というお話を中学校の校長会からいただいた段階で、代替のものは何かできませんかと。今回なぜこのキャンセル料を補正で上げているかということ、もともとの補助金は手をつけずに取ってあるので、代替となるものがあれば、そちらに補助金を一定の割合出すことができる状況をキープしてあります。各校で中学校3年生に最後に何かしてあげられることを考えていただけないですかと投げかけて、校長会とも協議したのですが、1学期の行事なども秋に全て持ってきていて難しく、また、3月にはまだ受験が決まらない子がいる中で、そういう楽しみなイベントが難しいなど、諸々のご判断があるようで、今のところ3月に日帰りでバスでどこか行こうかという学校が1校、何か体験的な活動を学校の中ですることとも考えられると言っている学校が1校、残りの4校は現状では難しいと判断されているようです。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうすると、修学旅行の補助金がそのまま予算計上されているということですから、今後修学旅行ではなくても、小規模ながら学校によっては何か実施できる場所もあるようですが、この学校はやってあの学校はやらないということはできるだけ避けたほうがいいと思います。指導室からも各学校へその辺の指導をぜひ入れていただければと、要望として出させていただきます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

委員（丹治 充君）

もう一点いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

図書館の関係ですけれども、予算については分かりました。それで、現在は図書の貸出し等も行われていまして、市民の方もこういう中で本と接することができることで大変喜

んではいますが、これらの返却についてもかなりの数になるのではないかなという気がします。本の場合には直接手で触れるので、消毒関係も大変だろうと思いますが、どのように処理されているのかお教えいただければと思います。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（紺藤修子君）

返却本につきましては、市で用意しています除菌電解水を用いまして、一冊一冊その場で消毒をしております。先日お出ししましたけれど、本の消毒機につきましても契約も済みしました。今納品を待っているところでございますので、それが入りましたら、返却のときは私たちスタッフが消毒をして、お帰りの際は利用者さんに消毒機をご利用いただく二重の消毒になります。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

今のその件ですが、教科書採択のときに知った作家の本を読みたいと思ひまして、お借りしました。そうしたら、ここは触ったところだろうなということがはっきり分かるほどに本がすごく汚れていました。古い本でもなさそうなのに、触るのが嫌なぐらいでした。あのような汚れは、汚れたら汚れたままになってしまうのでしょうか。お借りする時には気づかず、家で見つかりました。たくさん読まれているのですが、読むときに、少し嫌な感じですね。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（紺藤修子君）

本の汚れにつきましては、返却の際に確認をいたします。あまりにも次の方が使えないようなひどい汚れの場合には弁償していただきます。ただ、後で気がつく場合もあります。図書館でも確認を指示しておりますが、その場で弁償していただかなくても、こちらで買い替えられるものは買い替えます。ただ、例えばあまり冊数がないもの、絶版になったものにつきましては、買い替えることもできませんので、そういったものにつきましては、できる限りクリーニングと、あと汚れ落としの専用の技法もありますので、そういったもので落として、できる限りきれいにして、また提供しております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

ほかによろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第23号令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第8号補正）については、原

案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第23号令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第8号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第24号点検評価有識者の委嘱についてを上程します。

本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、非公開で会議を進めます。

説明を教育部長にお願いします。

＝非公開＝

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第24号点検評価有識者の委嘱については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第24号点検評価有識者の委嘱については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 報告第11号臨時代理したあきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務の請負契約の締結に関する報告及び承認について、日程第4 報告第12号臨時代理したあきる野市立小・中学校学習用タブレット端末及び充電保管庫の購入契約の締結に関する報告及び承認についてを一括して上程します。

それでは、説明を教育部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、報告第11号臨時代理したあきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務の請負契約の締結に関する報告及び承認についてと、報告第12号臨時代理したあきる野市立小・中学校学習用タブレット端末及び充電保管庫の購入契約の締結に関する報告及び承認についてを一括して説明させていただきます。

提案理由でございますが、本件につきましては令和2年9月2日に開催されました令和2年あきる野市議会第1回定例会9月定例会議に上程し議決されたものであり、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により臨時に代理いたしましたので、同規則第4条第2項の規定により、これを報告し、教育委員会の承認を求め

るものでございます。

内容につきましては、令和2年8月17日に開催いたしましたプロポーザル審査委員会におきまして、あきる野市立小・中学校における校内LAN整備と、児童生徒1人1台のタブレット端末及びその充電保管庫の購入について一括審査を行い、その結果、株式会社内田洋行を事業者として選定したものでございます。

本件につきましては、同社と契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めたものでございます。

なお、契約に関する詳細につきましては、報告第11号及び12号それぞれの別紙に記載したとおりとなっております。よろしくご承認くださいますよう、お願いいたします。

説明は以上です。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などがありますでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

報告第12号のほうですけれども、タブレット端末と充電保管庫の購入と書いてありますが、充電保管庫は各学校に1つずつ設置されるものでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

ご質問の充電保管庫につきましては、各学校、普通教室に1個ずつの設置ですね。児童生徒数40人といたしまして、教員も含めまして40台全て収納できるものです。授業の都度、1台1台充電できるという仕様を考えています。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

公募型プロポーザル随意契約で、内田洋行株式会社さんに決まったとのことですが、これは何社ぐらい応募があったのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

入札がありましたのは1社です。

委員（小西フミ子君）

分かりました。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

案件と少し離れるかも分かりませんが、質問させてください。こちら工期が来年の3月31日までとなっていますので、この工期どおりにいきますと、来年度から使用することが可能になるということだと思います。各学校においては、使用についての準備というのはどのように進めていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

準備とは、教員の方々の使用を見越したということになるかと思います。新年度からすぐに使える状況、これが一番好ましい状況ですけれども、まず教員が使えないと子どもに教えることができませんので、この点につきましては使用方法等について、機器の納入が完了し、LAN環境整備がされた段階で、今回契約いたします内田洋行さんでその研修を実施していただく形を考えております。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。もし可能であれば、内田洋行さんから教員向けにマニュアルや使用方法について、工期の前に、本年度のうちからいただけるものや、貸与していただける、そういったものがあればありがたいなと思いますので、ぜひそういった働きかけをして、来年度からは子どもたちに向けて使っていく、指導していける形に持っていくとよいなと思いますので、内田洋行さんに要望していただければと思います。意見でございます。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

ありがとうございます。基本的には内田洋行さん、都内での導入事例などもあるので、既にマニュアル等、こういったものは用意しております。あとはあきる野仕様に整えたものを、研修より前に事前提供できるかどうかについて調整させていただきたいと思います。

委員（坂谷充孝君）

よろしく願いいたします。

教育長（私市 豊君）

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 報告第11号臨時代理したあきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務の請負契約の締結に関する報告及び承認について、日程第4 報告第12号臨時代理したあきる野市立小・中学校学習用タブレット端末及び充電保管庫の購入契約の締結に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第3 報告第11号臨時代理したあきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務の請負契約の締結に関する報告及び承認について、日程第4 報告第12号臨時代理したあきる野市立小・中学校学習用タブレット端末及び充電保管庫の購入契約の締結に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 報告事項1、あきる野市就学相談等実施要領について、報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（渡邊啓介君）

報告事項1、あきる野市就学相談等実施要領についてご説明いたします。

これまで就学相談委員会設置規則はございましたが、就学相談等に関わる実施要領が存在しなかったため、今回策定したものでございます。本要領は、障がいがあると思われる次年度に就学を予定している児童、小学校に在籍する児童及び中学校に在籍する生徒の就学または転学を適正に実施するため、就学相談等を実施するに当たり、必要な事項を定めております。

学校、保育園、幼稚園などから選出された就学相談委員が、この実施要領に沿って就学相談等を進めていくこととなります。

就学相談等を進める上で前提となりますのは、人間の多様性を認め、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育です。障がいのある児童・生徒一人一人に応じた教育を保障することを基本理念とし、障がいの種類、程度、発達の状態、児童生徒及び保護者の教育的ニーズ、必要な教育内容及び方法等を総合的に勘案して、適正な就学先を判断することなどを基本方針として決定しております。また、就学相談等の手続としまして、小学校で特別支援学級に在籍しており、中学校でも特別支援学級の入級を保護者が希望する場合は、行動観察を行わないで就学できること、前年度までに就学相談等を受けている児童生徒が転学を希望する場合には、直近の行動観察記録を使用できることなどを規定し、児童生徒及び保護者の負担軽減を図る内容となっております。

説明は以上となりますが、ご承認いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問などがありますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

就学相談員、別紙の中、30名以内ということですが、これは現在何名の委員さんがいますか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（渡邊啓介君）

要領には30名以内となっておりますが、現在就学相談委員が何名かは把握しておりません。後ほどお答えする形を取らせていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

要領では、設置校の校長、特別支援学級の担任教諭、教育相談所長及び相談員、それから医師、福祉関係者、そのほか委員会が必要と認める者で30名になっているのですが、一つ気になることは、この地域の中で発達障害児などの相談を行っている、例えば秋川流域生活支援ネットワークサービスの藤間英之さんという方などがこの中に入っていたら、とてもいいのではないかなと思います。【あすく】などは多くの障がい者関係の個人的な相談や計画支援を立てているところなので、実際ヘルパーでその子どもたちと一緒に同行して、その子の癖などをすごく把握されていると思います。そういう方が入っていたらいいなという希望があるのですが、名簿は今分らないわけですよね。入っているかどうかと、ちょっと思ったのですけれど。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（渡邊啓介君）

今小西委員がご説明いただいた方は、現段階では名簿に委員として入ってございません。

委員（小西フミ子君）

ぜひいつも身近で見ている人たちも30人の中に入れていただきたいなという希望です。よろしくをお願いします。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

就学相談委員の人数や名簿は出せるのでしょうか。

指導担当課長。

指導担当課長（渡邊啓介君）

ただいま、名簿はお持ちするところがございますが、現在委員は30名で運営をしております。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

もう一つ、すみません。この中に、就学支援ファイルの次に掲げる書類により構成するとある中で、7番の進路検査に基づく資料を提出することになっていると思いますが、この検査で結果が数字で出てしまうと、子どもたち全員個性が違うので、数で判断することはとても難しいと思います。なので、学校の養護教諭の方などの意見も十分に配慮していただきたいと思いますし、新しく校長先生も委員になっているということですが、新しく来られた校長先生は学校の子どもたちをまだ十分把握されていなかったりということもあると思うのです。なので、その辺をもう少し個人個人の子どもたちに沿って、分かっ

てあげてほしいなと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

それは意見でよろしいですか。

委員（小西フミ子君）

意見です。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

こちら就学相談についての実施要領というところで、就学相談説明会という第4条のところにありますけれど、こちらの対象者とはどういったところを考えているのかと、この開催時期をどのように考えているのか、その辺りが、詳しくは記載がありませんので、お伺いしたいです。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（渡邊啓介君）

就学相談説明会でございますが、対象は特別支援学級または特別支援学校を希望する児童生徒の保護者となります。実施時期は、5月に予定しておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの影響で、この説明会は見送って個別相談に切り替えたところでございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

対象が希望する保護者ということですが、希望する前に、まず分からないといった方に説明をする必要があると思いますので、対象は全体だと思っております。案内する相手についてももう一度お伺いしてよろしいでしょうか。

教育長（私市 豊君）

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美拓郎君）

それでは、お答えさせていただきます。

今年度説明会はございませんで、しおりにてご案内をさせていただいたところがございます。関係する幼稚園、保育園、あと市役所のホームページにてご案内させていただいたところがございます。本庁2階の窓口におきまして、いらっしゃった方には配布できるように用意しております。また、小学校、中学校も同様に配布してあります。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

就学相談にかかる方は、その前の段階の機関等で、どのようなところにいるかは全くそ

れぞれだと思しますので、理解しているご家庭だけがかかればいいわけではないと思います。多くの方々に対して、こういった就学相談説明会というものがあることを周知していただきたいと思います。また、なぜこういうものがあるかというところも含めながらご案内をしていただきたいと思います。

もう一点よろしいでしょうか。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

第6条のところに担任等所見という欄がありまして、3項と4項のところに、依頼を受けた機関であったり在籍校は提出しなければならないと規定されておりますけれども、例えば第3項に対応するところは、幼稚園や保育園だと思わわけですけれども、この「提出しなければならない」という縛りを要領に載せてしまってよいものでしょうか。そんなに強制力を持ったものとして扱っていいものでしょうか。教育委員会からこういうものが保護者から出ていますので、様式第1の就学時担任等所見の作成を依頼するわけですよ。それを提出しなければいけないと定めるのは少し違うのではないかと思います。もちろん依頼された幼稚園、保育園、また就学前の在籍校は依頼されれば提出しようとすると思います。3項、4項は余計ではないのかと思いますが、こちらをつくった理由を教えてくださいませんか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（渡邊啓介君）

こちらは就学相談に関わる全ての方の事務取扱要領として作成をさせていただきました。その中で、少し表記が厳しくなっているところがございます。申し訳ございません。就学前の機関、そして今の子どもが通っている在籍校につきましては、教育委員会に担任等所見を提出してもらいたい、その書類を基に適正な指導相談を行う必要な書類であるから提出をお願いしたいという旨で記載させていただいたところでございます。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

そのように思しますので、仮にこれを依頼された担任等が見たときに、この強制力はどこから出ているのだろうかと思うのではないかと。あきる野市においては、例えばその勤務している園などの幼児教育は教育委員会の部分から外れていると思います。ですので、依頼して出してほしいということであれば、3項、4項というのは要らないものではないかと思いますが、この「しなければならない」と書いた理由があればいいと思いますが、この辺は、今後改訂があるのかもしれない。その辺、また各就学前機関や在籍校に依頼するときに、記載についてはこういうふうにあるけれどもというところを含み置いて説明をしていただければ、それでよろしいかなと思います。今のところでは何かご意見あれば。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（渡邊啓介君）

こちらの担任等所見を依頼する場合には、もちろん丁重に担当の方にご依頼申し上げたいと思います。ここに規定させていただきましたのは、一つの就学相談を適正に行う上で、担任等の所見をしっかりと把握をして、どの就学先、転学先がいいか判断するために、どうしても必要という意味合いで、実施要領に入れさせていただいたところでございます。表記が大変厳しくて、申し訳ございませんでした。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

1日付けで、もう既に執行しているのですよね。ただ、この件は文言の使い方ですね。「しなければならない」となっていると、坂谷委員からもそうなる駄目だと。提出するというだけでもよろしいのではないですか。あと、提出できなかったというのもあるけども、提出するという形なら。後で検討をお願いします。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

すみません。坂谷委員からのご指摘は権限の及ぶ範囲のお話だと思います。気持ちの問題、手続の問題というよりは権限の範疇の話だと思いますので、持ち帰らせていただいて、またご意見として受け止めたいと思います。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（坂谷充孝君）

結構です。

教育長（私市 豊君）

ほかに何かございますか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

なければ、ただいまの坂谷委員のご意見も含めまして、文言の訂正等が考えられますけれども、これは報告として承るということでもよろしいでしょうか。

《はい》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告でございます。

私からは、お手元に教育長報告ということで報告をいたしました。ここに掲載以外で、9月4日に増戸中学校3年生、中川綾乃さんという方が教育長室にお父さんと一緒に表敬訪問をされました。スノーボードの令和元年度、要するに去年1年間での大会での年間成績が優秀と認められましたので、プロのスノーボーダーになったという報告でございました。また、6年後開催予定の次の次のイタリアで開催予定の冬季オリンピック、これを目指すことにするというので、強化選手の中の6選手の中の1人に選ばれたという報告が

ありました。あきる野市から森井大輝選手、木村沙織選手、それに続いての3人目のあきる野市出身のオリンピック・パラリンピックの選手誕生が非常に楽しみになりました。今回の教育広報にも中川綾乃さんを記事に掲載する予定でございますので、ぜひ楽しみにしておいていただければと思います。

私からは以上です。

ほかの委員さんから何か報告がありましたらお願いいたします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私は、先般行われました理事会の関係で研修会がございまして、その内容について簡単に報告します

当日、多摩教育事務所の指導課長から東京都が求める教員像ということでお話しいただきました。

1つは、教員の養成、採用、それから研修の一体化の改革についてお話しされてきました。なるほどと思ったものは、特に教員は学校で育つという中で、このようなお話しをされてきました。

大きな柱の2つ目としては、教育公務員の特例法の、一部改正についてということで、教員の資質の向上に関する指標、それから教員研修計画ですね、モジュラリティ、盛んに行われておりますけれども、そのほかの研修案内。それから、大学との連携ということで、教員養成塾や、教職員大学院との連携などのお話をいただきました。

特に課題として挙げている中で、非常に難しいなと思いつきながらお聞きしたのですが、1つはICT、それからオンラインの授業、英語科の指導、多摩地区の利便性を考える、など非常に難しい問題だと。特に先ほども少し出ていたと思うのですが、インクルーシブ教育の難しさについてお話がありました。

以上、かいつまんでご報告しておきます。以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

委員（小西フミ子君）

質問です。

教育長（私市 豊君）

小西委員どうぞ。

委員（小西フミ子君）

各課報告の教育総務課の10月1日の今後の予定のところ、副安全運転管理者講習、これは何だろうと思ったのですけれど。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

教育委員会で管理している自動車の台数が多いので、こういった管理自動車が多い部署については、年に1度、安全講習の代表を1人つけなさいよということでございまして、

本市では、総務部と福祉部、そして教育委員会から、毎年管理職が各1名参加します。
委員（小西フミ子君）

その「副」という意味が何なのだろうと思ったのです。

教育総務課長（鈴木将裕君）

総務部長が一番管理台数が多い、それに次ぐ台数を管理するということで、教育委員会と福祉が副となります。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

ほかにないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

それでは、日程等についてご案内させていただきます。次回、令和2年10月の教育委員会定例会につきましては、10月22日木曜日の午後2時から、ここ505会議室での開催となります。

私からの案内は以上となります。

教育長（私市 豊君）

特にございませんね。

《なし》

教育長（私市 豊君）

以上をもちまして、あきる野市教育委員会9月定例会を終了いたします。お疲れさまでございました。

閉会宣言 午後3時00分